

Ⅱ 有機農業推進事業

第1 趣旨

要綱第2の1の(1)のイの有機農業推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 産地収益力向上協議会

有機農業推進事業に係る要綱第5の1及び要綱別表1のⅡの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会（以下「有機農業協議会」という。）が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 市町村、関係機関等（都道府県、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会、有機農業生産者団体、卸売市場等流通業者、食品加工業者、消費者・消費者団体、試験研究機関、大学等）及び有機農業者により有機農業協議会を構成すること。
このうち、市町村（都道府県の区域を事業実施地区とする場合にあっては当該都道府県。）及び要綱第2の2の整備事業を実施する場合にあっては当該事業の事業実施主体を必須の構成員とする。
なお、有機農業協議会を構成する地方公共団体は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第4条の規定及び同法第6条に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表）第2の2の(4)の規定を踏まえ、既に有機農業の推進体制を整備し、又は計画を策定している地方公共団体に限るものとする。
- 2 有機農業推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、有機農業協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした有機農業協議会の運営等に係る規約（以下「有機農業協議会規約」という。）が定められていること。
- 3 有機農業協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第3 産地収益力向上プログラム

有機農業推進に係る産地収益力向上プログラム（以下「有機農業プログラム」という。）の策定に関して、要綱第5の2の(1)の生産局長が別に定める方法とは、別記様式第1-2号による作成とし、要綱別表1のⅡの補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、有機農業により産出される農産物の産出額の目標、有機農業推進事業並びに整備事業の内容その他別記様式第1-2号に掲げる項目とする。

第4 事業実施計画

- 1 協議会は、要綱第5の3の(1)に基づき、地区推進事業計画を、別記様式第2-2号により作成するものとする。
- 2 1の地区推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。
 - (1) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生

産第8377号農林水産省生産局長通知。)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、当該事業の受益に係る農業者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めること。

ただし、事業の受益に係る農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難である場合は、この限りではない。

- (2) 成果目標の目標年度において、事業実施地区内の有機農業者の数が減少しないことが見込まれること又は事業実施地区内の有機農業実施面積が減少しないことが見込まれること。
- (3) 有機農業推進事業の事業費が100万円以上であること。
- (4) 同一の市町村内で、一般地区推進と有機農業推進の両方を実施する場合にあっては、協議会の構成員である市町村において、双方の取組の整合性が確保されるよう必要な調整を行うこと。

3 要綱第5の3の(6)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表1のⅡの事業内容の欄の1から4までに掲げる取組の中止又は廃止
- (2) 有機農業プログラムの変更に伴う実施計画の変更
- (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 地方農政局長等は、次の要件をすべて満たす場合に限り、要綱第5の4の地区推進事業計画の承認を行うものとする。

- (1) 要綱別表1のⅡの補助要件の欄に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (2) 有機農業推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

2 地方農政局長等は、1の承認に当たっては、前年度の事業実施状況を踏まえ、要綱第3の1の(1)のただし書に基づき、同(1)本文の事業実施期間によらず、承認しないことができる。

3 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、有機農業協議会は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、有機農業協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、有機農業協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、有機農業協議会は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、有機農業プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、事業実施状況について、別記様式第5-2号により毎年2月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の有機農業推進事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、有機農業協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく有機農業協議会による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第6-2号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する有機農業協議会の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、有機農業協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表1のⅡの事業内容は次のとおりとする。
 - (1) 本事業の推進に関する検討
 - ア 有機農業プログラムの見直し、地区推進事業計画の作成等本事業の基本的事項の検討
 - イ 有機農業により産出された農産物の産出額、有機農業者数及び有機農業実施面積等の調査及び算出
 - ウ 整備事業で整備する施設の活用、推進体制等の検討
 - エ 取組内容の紹介のためのパンフレット・リーフレットの作成（広く一般に頒布するものを除く）
 - オ その他必要な取組
 - (2) 販売企画力を強化するための取組
取引先の新規開拓・多角化や他産地との連携出荷等による安定的な取引関係の構築、地域資源を活かしたブランドづくりや一次加工の導入による製品の付加価値づくり、消費者への直接販売や有機農業の取組に関する普及啓発活動等、産地の販売企画力を強化する取組を実施し、有機農業により生産された農産物の取引価格や出荷量の拡大を図る。
 - (3) 生産技術力を強化するための取組

地域の立地条件に適応した有機農業に関する技術確立のための取組、有機農業に適した種苗の確保のための取組等、産地の生産技術力を強化する取組を実施し、有機農業により生産された農産物の生産量の拡大や生産の安定化を図る。

(4) 人材育成力を強化するための取組

産地内の有機農業者に対する税制、経理手法及び有機JAS認証制度等に関する研修、有機農業への参入希望者に対する指導・助言活動等、有機農業への参入促進及び生産技術や経営感覚に優れた有機農業者を育成するための取組を行う。

2 実施基準及び補助対象

要綱別表1のIIの補助要件の欄の7の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1の(2)の販売企画力を強化するための取組を実施する上で必要となる経費が、農産物の栄養分析や土壌の分析に要する経費、加工品の試作やアンケート調査に要する経費、学校給食での農産物の利用に要する経費、実需者等との交流会に要する経費等、有機農業により生産された農産物の販売企画力を強化するために必要となる経費であること。

(2) 1の(3)の生産技術力を強化するための取組を実施する上で必要となる経費が、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示ほ場の設置、技術講習会を開催するための会場借料や資料作成費、先進技術等の調査のための調査員の派遣旅費、専用農業機械の改良、有機種苗交換会の開催等、有機農業により生産された農産物に係る生産技術力を強化するために必要となる経費であること。

(3) 1の(4)の人材育成力を強化するための取組を実施する上で必要となる経費が、外部講師を招へいするための旅費及び謝金、小売店や卸売市場等の市場調査のための調査員の派遣旅費、有機農業への参入促進のための相談窓口や講習会の開催等、当該産地において人材育成力を強化するために必要となる経費であること。

(4) 有機農業推進事業において補助対象とできる経費は、有機農業推進事業に直接要する別紙1の経費であって有機農業推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別紙1の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

(5) なお、次の取組は、国の助成の対象としない。

ア 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

イ 有機農業の推進を目的としない取組

ウ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

エ 農畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

オ 販売促進のためにPR活動としての、新聞・ラジオ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等

3 事業の対象地域

(1) 本事業の実施地区の範囲は、原則として有機農業協議会の構成員である市町村の区域とする。ただし、事業実施地区の主たる市町村が構成員であり、かつ、本事業

の円滑な実施に支障をきたさないと認められる場合に限り、構成員以外の市町村の区域についても事業実施地区の範囲とすることができるものとする。

また、都道府県が有機農業協議会の構成員である場合にあっては、当該都道府県の区域を実施地区の範囲とすることができるものとする。

- (2) 有機農業協議会は、原則として、事業実施地区内に有機農業協議会の事務局を置くものとする。ただし、事業目的の達成のために特に必要と認められる場合はこの限りでないものとする。